

文教福祉常任委員会

令和6年9月20日（金曜日）

文教福祉常任委員会

令和6年9月20日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
議案第10号 令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
議案第13号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席者（8名）

委員長	島田恒	副委員長	伊藤春美
委員	松本源太郎	委員	飯嶋正利
委員	宮内保	委員	伊場哲也
委員	常世田正樹	副議長	遠藤保明

欠席委員（なし）

傍聴議員（なし）

説明のため出席した者（20名）

教育長	向後依明	環境課長	高根浩司
保険年金課長	高野久	健康づくり課長	飯島正寛
社会福祉課長	向後利胤	子育て支援課長	八馬祥子
高齢者福祉課長	椎名隆	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	江波戸政和	スポーツ振興課長	金杉高春
その他担当職員	10名		

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

黒 柳 雅 弘

副主幹

菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） それでは、おはようございます。ご多用の中、ご苦労さまでございます。

座ったままで挨拶をさせていただきたいと思います。昨日から、もう既に彼岸の入りということですが、今日はもう朝から熱中症警戒アラートということで、この時期にこのような大きい気候変動に我々も振り回されているような感じですが、体もなかなか世の中のそういうものに追いついていないな、というような気がちょっとしております。ぜひ皆さん方も、健康には十分留意されてお過ごしいただきたいと思います。それでは、これから委員会のほうを開催させていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず最初に、本日、遠藤副議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 座ったままで失礼します。おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました一般会計補正予算を含む4議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶といたします。本日はどうもご苦労さまです。

では、島田委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案説明のために、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。日頃より委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で4議案でございます。その内訳でございますが、まず、予算関係が2議案で、議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第10号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、次に、条例関係が1議案で、議案第13号、旭市国民

健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、最後に、規約の制定に関する協議についてが1議案で、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対して簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田 恒） ただいまから、本委員会に付託されました4議案の審査を行いたと思います。

まず最初に、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、教育総務課所管の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、教育総務課として二つの事業を予算計上させていただいております。

補正予算書をご覧いただきたいと思います。補正予算書、タブレットの4ページをお願いいたします。

まず、1つ目の事業は、小学校統合整備事業でございます。

4ページはこちら、第2表、債務負担行為補正になります。

こちらは、令和9年4月の干潟地域の統合小学校の開校を目指して、現古城小学校の校舎及び屋内運動場等の改修工事を令和7年度から実施するに当たり、その設計業務を令和6年度から7年度の2か年にまたがり委託することとなるため、債務負担行為として補正するものでございます。

統合小学校大規模改造工事実施設計委託料の全体事業費は2,354万1,000円となりますが、設計の履行期間を考慮しますと今年度中の完了が見込めないため、表の右側、翌年度以降の債務負担行為として設定する限度額は、今年度に予定する支出額を除いた871万円でございます。

す。

少し飛びまして、タブレット 15 ページをお願いいたします。

こちらは歳出です。

一番下段の 10 款 2 項 1 目学校管理費の説明欄 1、小学校統合整備事業の委託料 1,483 万 1,000 円は、先ほど申し上げました全体事業費と債務負担行為の限度額の差額分を計上したものでございまして、今年度の支払い予定額としてこの 1,483 万 1,000 円を計上し、来年度の支払い予定として、先ほどの 4 ページの債務負担行為として 871 万円を設定するものでございます。

現在、想定しているスケジュールでは、補正予算成立後に準備を進め、本年の 11 月頃に設計業務を発注し、6 か月程度の期間を経て、来年 5 月頃、設計の完了を予定しております。その後、設計成果を基に、来年 9 月頃に改修工事、大規模改造工事の発注を見込んでいるところでございます。

次に、2 つ目の事業は、育英資金給付事業でございます。

15 ページの一つ上の段、中段になります。

10 款 1 項 2 目事務局費の説明欄 1、育英資金給付事業は、今年度募集の結果、過去最大の申請数となり、それに伴いまして新規認定者が、高校生は 24 名と見込んでいたところを 30 名と 6 名増、大学生等は 25 名と見込んでいたところを 32 名となりまして、7 名増となりました。当初の見込み数を上回ったことにより、今回の 175 万円の補正をお願いするものであります。

以上で、議案第 9 号の教育総務課所管事項の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明は終わりました。

議案第 9 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 2 点とも聞きたいんですけども、古城小学校の改修なんですけれども、概略は話を聞いているんですけども、そうするともう 1 点、1 回確認しますけれども、どこどこを、大ざっぱでもいいですから、設計ができていないから決まっていないわけでしょうけれども、教育委員会でもってここを頼むというのは、大ざっぱにどこどこどこなんですか。

（「工事ですか」の声あり）

○委員（松木源太郎） 工事工事、それで、それと並行して関係ない県の事業ですけれども、体育館のところの土留めというか、崩壊するかもしれないあその工事は、これと並行して今

年度設計して来年度には完了すると、こういうような見通しが今あるのかどうかも含めてご答弁いただきたい。

それから、2点目が、今回 175 万円プラスして 13 名の希望があり、それをかなり受け入れたということで感謝しておりますけれども、今の資金関係はどういう状態になっているか、簡単に積立金、それだけをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、古城小学校の大規模改造工事の主な内容でございますが、建築工事として教室の床、壁、天井の改修と、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー改修、それと屋根と外壁の補修等も行う予定でございます。

それにあわせまして、設備工事として、老朽化に伴う電気・機械設備等の改修、それと外構工事として、プールの解体、バスロータリーや駐車場の整備を、そのほかに体育館につきましては、空調設備の設置についても検討をする予定でございます。

それと東側ののり面の土砂災害警戒区域に対する工事でございますが、こちらにつきましては県の北部林業事務所のほうで、今現在、擁壁はもう既に設置されているんですが、その擁壁の増し打ち工事をしていただく予定になっております。

来年度の予定でありまして、その増し打ち工事をするのに、今、古城小学校の水道管や排水設備があるところに擁壁を打っていただく予定なので、そちらの移設工事も来年度併せて実施する予定であります。

それと育英資金のほうでございますが、育英資金の育英基金のほうでございますが……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 育英基金の令和 5 年度末の基金残高が 1 億 2,947 万 1,634 円でございます。今年度、こちらの補正をお願いするのと合わせて、当初予算で見込んでいたものと今回の補正を合わせまして、6 年度の支出予定が 2,005 万 5,600 円でありますので、今年度末には 1 億 941 万 6,034 円になる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、今、教育総務課長がおっしゃったように、来年の後半から古城小学校本体と、それからロータリーその他の全部の設計ができると。それはいつ頃、

設計段階の部分はまだ令和7年度に繰り越す分もあるわけでしょう。

そうするとその設計が出来上がるのは、令和7年度のいつ頃になって、予算化、それでもって何億円かの今度工事費が見積もられるわけですが、それを実際に議会にはかるのは8年度の当初ですか。それとも7年度中に、年度を超える場合もあるでしょうけれども、できるということですか。どんな見通しなんですか。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、先ほどちょっとお答えしたのを訂正させていただきまして、水道管などの排水施設の移設工事につきましては、もう既に完了しております。今年度、つい最近実施しまして、完了しております。

それと、ただいまご質疑のあった設計の出来上がり、その後の工事の予算をいつぐらいに議会にかけるのかということでございますが、一応設計のほうは来年5月に完了する見込みでおります。今のところ見込んでいるのは、予定としているのが、できたら、5月に完了しますので、6月議会の補正予算で補正を議決いただくか、場合によっては9月の補正予算になろうかと思いますが、7年度中に工事を開始したいと思っています。

7年度中に工事を開始しないと、9年4月の開校に時間的にちょっと厳しいのかなというところがあります。9年4月開校予定ですので、できれば工事は8年の終わりぐらいには完了していきたいと思っておりますので、そうしますと大規模改造工事ですので、工期1年とか1年以上かかる可能性が高いので、早めに来年度の補正予算で議決をいただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 私もこの育英基金のことについて、この育英基金、県下でも給付型ということで非常にありがたい制度だなというふうに考えておりますが、給付の人数なんかも確か私が議員になったときにはそれほど多くなかった。ここ近年、急激に増えてきたような感じがいたします。

それで、資金のほうもどうなのかなという松木委員からの話がありました。今後、例えばこれ以上もっと増えていくような感じがあると思うんですね。それについて例えば執行部として、今後この育英資金の在り方、どういうふうなあれをしていこうかという、それなりのお

考えはあるのかなというふうになんかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（島田 恒） 飯嶋委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 育英資金につきましては、令和4年度から育英基金を取り崩して、一般会計に繰り入れて給付に充てていただいているところなんですけど、育英基金、先ほど申し上げましたように今年度末で1億円ちょっとの残高ということで、これが今年度と同じぐらいの人数が毎年募集で応募があった場合、おおよそ大体令和10年度には基金が枯渇するという見込みでございます。

それにつきましては、今後、育英資金の持続可能であるような、この育英基金は将来旭市の発展及び社会に貢献する有為な青年の育成を図ることを目的としておりまして、こういった、もともとのこの基金は、ご理解ある篤志家の皆様からの寄附によって成立しているものですが、最近につきましては、寄附も市のほうでふるさと応援寄附というのに切り替えたというのもありますし、そちらのほうで教育に関するということで寄附を頂いているわけなんでございますが、今後、育英資金が持続可能な制度となるようにするために、財源をどうするかと、あとは給付の在り方についても、給付のほうも、以前は国のほうでも大学の入学料とか授業料の免除というのはなかったんですが、今は授業料の免除などございます。

奨学金につきましても、以前は給付型というのはなかったんですが、給付型もございます。貸与型のほうにつきましては、無利子、有利子とありますけれども、そちらについてもいろいろ制度が改正されてございます。

そういった国の制度なども踏まえまして、今後、在り方について、今検討しているところでございます。先ほど申し上げましたように、この育英資金は非常によい制度ですので、その在り方も含めて、持続可能になるように今後検討していきたいと思っております。

○委員長（島田 恒） そのほか質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、2点ほどお願いしたいんですけども、小学校統合整備事業で、統合開始後の空き校舎の利用について、もちろん地域、地元の意向が反映される利用方法が一番だと思うんですけども、例えば低所得者向けの老人ホームであったり、特別支援学校の高等部を持ってくるとか、そういったような可能性だったり見込みについて教えていただきたいのと、あと委員長、民生費も大丈夫ですか。補正入っていますよね。

民生費のほうなんですけれども、生活保護費のほうに関連しまして……

○委員長（島田 恒） 補正ありますか。

（発言する人あり）

○委員長（島田 恒） では、続けてください。

○委員（常世田正樹） ありますよね。すみません。この間課長にお伺いして、旭市は1,000人当たり8人ぐらいということで、生活保護の方の割合が、周辺自治体と比べて少ないということで、何か少ない理由というか、市として努力しているような、そういったことがあれば教えてください。2点お願いします。

○委員長（島田 恒） 常世田委員の質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、小学校の大規模改造工事に伴う跡地活用につきましてでございますが、跡地活用につきましては、地域検討会議でもそれぞれの学校から、地域の拠点、地域の活性化となるような活用を希望、要望を伺っております。

今後、今開いている準備委員会の中で、跡地活用についても改めてご意見をいただく予定でございます。そのご意見を踏まえて、市のほうで活用方法を検討していく予定でございますが、まだ具体的に何に使うとかというところは、まだ見込みが立っていない状況でございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、補正予算書14ページの生活保護費に関しまして、ちょっと質疑の中に常世田委員のほうからございまして、現在旭市のほうで、県のほうの統計の速報値というものがございまして、県のほうで生活保護の保護率というものをしております。

統計事務で人口1,000人当たりに対して、生活保護の人が何人いるかというところで統計を取っているものでございまして、速報値ということで、現在、今これがちょっと7月の数字なんですけれども、人口1,000人当たりで、こちら8.06パーミルというところで、1,000人当たり8人ぐらいというところで推移しております。

近隣の状況につきましては、ちょっとまだ速報なので詳しくはあれなんですけれども、例えば1.29%ですとか、1.3%ですとか、1.2%ですとか、近隣に比しても旭市においては少し保護率のほうも少ないよということで、その努力についてはどうということだというご質疑だと思います。

こちらにつきましては、地道な話にはなってしまうんですけども、生活保護の生活指導なり、それから就労の支援ですとか、あと通院ですとか、それから介護保険を使ったりというところの介助、それから自立の支援につきましては、私どものほうの課の職員であるケースワーカーのほうで、手前みそで恐縮なんですけれども、一生懸命丁寧にやっている中で、それと、林晴道議員の議案質疑のほうでもお答えしたんですけども、今回の事務費のほうで事務の効率化等を図りまして、その辺の空いた時間につきましても、そういった手厚い指導なり支援のほうに時間を割いて、それで手厚く、より丁寧に、自立支援に向けてお手伝いをするというところで取り組んでおります。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今回の9月議会で令和5年度の介護保険の会計の決算が行われて、繰越しではありませんけれども、実質収支が2億4,700万円余ということでなったわけですね。実質収支額というんですか。

それで、今回1,200万円というのはどこから出てくるんでしょう。償還金及び還付金の補正で1,200万円、またその使い道ですけども、一番最後のところで償還金のほうに繰り入れていくわけですか。ちょっとそのところを説明して、最終的に令和5年度の繰越金が今年度にどういう形でもってお金が入ってくるかというのは、いつ最終的に決まるかということを含めてお願いします。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 今回の補正予算の返還金でございます。

これは、まずそちらのほうの説明からさせていただきます。令和5年度、せんだって決算いたしました令和5年度の地域支援事業交付金の交付額が確定したことによる返還金になります。地域支援事業交付金の交付額が確定したということで、具体的には、令和5年度に社会保険診療報酬支払基金、これは2号の方の27%分の概算交付を受けていたものに対して、5年度分の額が確定したということで通知がありまして、それを精算するために計上したものです。

仕組みとしましては、5年度の今回決算しました。一度それで決算して、国・県から来ている、支払基金から来ている歳入分は、翌年度に確定した内容が通知されます。その結果を今回5年度で実際の収支で残った分、そこから6年度の補正で繰入れをして、そこからお返しするというような形の流れになります。

今回、支払基金交付金、こちらについては10月末の返還というスケジュールでありますので、今回、補正で対応という形で計上したものであります。

(「それで10月末に返すんですか」の声あり)

○高齢者福祉課長(椎名 隆) そのための補正ということですね。

以上です。

○委員長(島田 恒) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長(高野 久) 議案第13号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長(島田 恒) それでは、議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員(松木源太郎) 13号は、旭市の国民健康保険条例なんだけれども、実際に言うと国の国民健康保険法まで遡らないと分からないので、ちょっと私調べたんですけども、これは結局、今年の12月2日でもって被保険者証というのがなくなるということに伴う処置だと思うんですけども、そこでもって問題なのは、16号とも関係するんだけど、どうして9項から5項に移ったのか。

ここのところが何でこういうことになるのかということがちょっと分からないんですけど

も、9項であるということが言えるかということ、まず、保険料を滞納している世帯主、それから市町村が行っている保険証返還を求めること、こういうことについては、被保険者証の返還を求められた世帯は市町村に当該被保険者証を返還しなければならないというのが9項で、これが今までの一般的なやり方でしたよね。

ところが、それをどう変えるのかということ、被保険者証ではなくて資格証明書だけにしてしまうということだと思えますけれども、これはどういうことを意味するんですか。つまり被保険者証というのがもうなくなるということで、それでもって整理したということなんですか。ちょっと簡単に説明してください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 条例からちょっと離れて、今、松木委員からも話がありましたように健康保険法、法のほう関係で一つ、9項から5項に移ったというこの理由ですけれども、その前につきまして、昨年改正になりまして、廃止条項としましては、その間の3項程度は、今まで使っていました短期被保険者証、こちらの期間が短いものでございます。

これともう一つが資格証明書と言いまして、これはちょっと保険税のほう、納期が遅れている方につきましては、はっきり言って滞納をしている方については、10割負担ということで窓口のほうになっていました。これの発行事務が基本的に12月2日以降なくなるということで、これで廃止になったということでございます。それによりまして繰り上がりで、9項が5項に移ったという形になってございます。

今後のことで、今、お話ですと資格証明書ということでございます。これについては、マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、マイナンバーカードの中にその情報が入ってくる形になります。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方、持っていっても資格のひもづけをしていない方、こちらにつきましては特別療養費の資格証明ということで、別に、今までどおりではないんですけれども、ある程度証明書を発行するような形になります。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると国民健康保険証は、今発行しているのはいつまでですか。それから、次号にも関わるんだけれども、そうすると12月2日以降は、全ての人に資格証明書が発行されるわけですか。申請した人だけが発行されるわけですか。

そのところのいろんな、まだマイナンバーカードとの関係でいろいろ議論されていますけれども、そこはすごく難しいです。次の議案は、後期高齢者の組合に対してオーケーですよと出すわけでしょう、旭市が資格証を。

（「16号」の声あり）

○委員（松木源太郎） 16号、そういう両方とも関係しているわけだね。今の国保の被保険者の期限はいつまでですか。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 今、三つほど出ていたかと思うんですが、まず、今やっております被保険者証、資格証明書の発行につきましては、12月2日をもって終了する形になります。

あと、資格証明書は全員に配るのかということでございますが、先ほどの被保険者証と同様でございますが、まず、今言ったように12月2日以降、短期証と資格証明書のほうの発行は停止いたしますので、それに代わってマイナンバーカードの中に情報を入れるような形になります。

もし、ない場合については、当然発行という形になるんですが、今現行使っています被保険者証、資格証明書については、経過措置としまして最長来年の7月31日まで有効ということでございますので、資格に異動がない限りは、それを来年の7月までお使いになっていただく形になります。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） その後はどうなるんですか。その後は今度、被保険者が資格証明書の発行を申請して、これでもって資格証明書をもらえば、マイナンバーカードとのひもづけをしていない人は、それでもって済むわけですか。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） その後ということでございます。

こちらにつきましては、基本的に有効期限が切れた段階で、今までの被保険者証や資格証明書と同じような発行状態になりますが、こちらのほうからプッシュ式で発行するような形になるかと思います。申請なしで発行する形になるかと思います。

ただ、異動に伴いましての資格証明書とか、今まで短期証を発行していた方につきましては、

一般証につきましては、申請方針、窓口で申請いただいたときに、それが 12 月 2 日以降であると、そのときに資格証明書なり特別療養費の通知というものを発行するような形になります。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 国は、もうそういう方針で全部決まって、自治体に対してその通知を出しているんですか。要するにそうしたら、滞納なんかしている人の場合にはどういう扱いなんですか。結構いると思うんですよ。

今、月何万円かずつ払って、あなたは資格証明書で、まだ保険証ではないけれどもということもあるし、保険証を発行してくれれば 3 割負担でもっていろいろできる。資格証明書では 10 割だからね。後で申請すればいいだろうけれども、そういう問題が出てくるので、大変国民が困るような状態が起こってくるんだよね。そのところはどういうふうになるわけですか。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めたいんですけれども、保険年金課長、7 月 31 日にもう期限が切れるということ、経過措置が終わるということですね。さっきプッシュ型でというか、申請されていた、マイナンバーカードにひもづいていない人は自動的にという、そういう意味ですか。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） ちょっと言葉が足りませんでした。基本的に毎年、被保険者証と資格証明書につきましては 7 月 31 日が有効期限でございますので、その前、切れる前に新しい被保険者証を今まで発行してございました。

それと同じような取扱いとなるんですけれども、例えばマイナンバーカードというか、マイナンバーカードを持っていない方につきましては、資格証明書、こちらのほうを同じように郵送で、こちらのほうから出すような形になります。これについては申請が要らない形になりますので、よろしくお願いいたします。

今、松木委員のほうから、滞納に対しての関係でお話があった。滞納、ご心配しているのは、短期証がなくなったことによって滞納者のほうではどうなるのかということだと、うちのほうで理解しましたけれども、それが今後ないということで、それについてご心配なされているのかなと思っております。

これにつきましては、国のほうの方針としましては事前通知という形で、滞納しているので

納めていただきたいということで、事前の通知を出したりすることによって丁寧な説明をしていきなさいということで方針が出ておりますので、それに合った形で市のほうも対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 13 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 16 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 議案第 16 号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 同じようなことですが、これは県内の全部の自治体に対して協議をしてあって、それであれですね、広域被保険組合ですからそこでもって決めるんでしょうけれども、被保険者証及び資格証明で、資格証明書だけになるわけですね。

そうすると、これも今と同じように資格証明書を、私は後期高齢者だから、資格証明書を持っていれば保険証並みに扱えると、こういうことでよろしいですね。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 松木委員がおっしゃっているとおり、今どおりの形の資格証明書があれば診療のほうを受けられる形になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 16 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田 恒） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 一つ訂正させていただきたいと思うんですけども、先ほど私、保険証に代わりましての中身として資格証明書とお話ししたんですけども……

○委員長（島田 恒） どの号ですか。

○保険年金課長（高野 久） すみません、13 号のほうでございしますが、言葉として被保険者証に代わりまして、本来であれば資格確認書と言うところを資格証明書と言っていることになっていますので、資格確認書が正しい形になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 証明書を確認書ということですね。訂正いただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、続きます。

議案第 9 号の令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 10 号、令和 6 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 13 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 16 号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますけれども、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) ありがとうございます。ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(島田 恒) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたしたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒